

**法の事業に係る特例の読替表（第1条関係）**  
**（第35条第1項の規定による読替え）**

条例（改正前） （下線部は、第35条第1項により読み替えられる箇所）	法の事業に係る読替え（改正前） （下線部は、第35条第1項（改正前）により読み替えた箇所）	法の事業に係る読替え（改正後） （下線部は、第35条第1項（改正後）により読み替えたことによる読替えの改正箇所）
<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>30日以上</u>の期間を指定して、<u>この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等</u>その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、前条第1項の意見書の提出がない場合その他公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、事業者及び関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>事業者は、対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「事業者等」という。）は、対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ評価書に記載した内容及び第26条第1項の措置を講じるよう求められた場合のその内容に従い、技術指針に基づき、事後調査を実施しなければならない。</u></p>	<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>法第4条第1項の規定による届出に係る法第2条第3項に規定する第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>規則で定める期間以上の期間を指定して、法（法第4条を除く。）の規定による環境影響評価</u>その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>法第14条第1項に規定する準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第35条第1項において準用する第21条第1項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第35条第1項において準用する第21条第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>法第2条第5項に規定する事業者は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>法第2条第5項に規定する事業者又はこの者に代わって法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「法対象事業者等」という。）は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ法第21条第2項に規定する評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正がされた場合は、補正後の評価書）に記載する法第14条第1項第7号ハに規定する措置の内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後</u></p>	<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>法第4条第1項の規定による届出に係る法第2条第3項に規定する第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>規則で定める期間以上の期間を指定して、法（法第4条を除く。）の規定による環境影響評価</u>その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>法第14条第1項に規定する準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第35条第1項において準用する前項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第35条第1項において準用する第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>法第2条第5項に規定する事業者は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>法第2条第5項に規定する事業者又はこの者に代わって法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「法対象事業者等」という。）は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ法第21条第2項に規定する評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正がされた場合は、補正後の評価書）に記載する法第14条第1項第7号ハに規定する措置の内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後</u></p>

2 事業者等は、規則で定めるところにより、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、事業者等に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 事業者等は、前項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第4項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等（委託、請負等により対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査についての協力要請）

第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査を実施しなければならない。

2 法対象事業者等は、規則で定めるところにより、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、第35条第1項において準用する第29条第2項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者等に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 法対象事業者等は、第35条第1項において準用する第29条第4項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第35条第1項において準用する第29条第4項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、法対象事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法対象事業者等（委託、請負等により法第2条第4項に規定する対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査についての協力要請）

第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査調査を実施しなければならない。

2 法対象事業者等は、規則で定めるところにより、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者等に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 法対象事業者等は、第35条第1項において準用する前項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第35条第1項において準用する第4項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、法対象事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法対象事業者等（委託、請負等により法第2条第4項に規定する対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 第35条第1項において準用する前項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第35条第1項において準用する第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査についての協力要請）

第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

<p>(勧告)</p> <p>第45条 知事は、<u>事業者等</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>事業者等</u>に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。</p> <p>(2) 方法書、準備書、評価書その他この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。</p> <p>(4) 第28条第3項又は第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。</p> <p>(6) 第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。</p> <p>(7) 第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第45条 知事は、<u>法対象事業者等</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>法対象事業者等</u>に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。</p> <p>(4) 第35条第1項において準用する第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。</p> <p>(6) 第35条第1項において準用する第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。</p> <p>(7) 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第45条 知事は、法対象事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法対象事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。</p> <p>(4) 第35条第1項において準用する第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。</p> <p>(6) 第35条第1項において準用する第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。</p> <p>(7) 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>
<p>(公表)</p> <p>第46条 知事は、<u>事業者等</u>が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る<u>事業者等</u>に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該<u>事業者等</u>の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第46条 知事は、<u>法対象事業者等</u>が正当な理由なく第35条第1項において準用する第45条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>2 知事は、第35条第1項において準用する第46条第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る<u>法対象事業者等</u>に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該<u>法対象事業者等</u>の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第46条 知事は、法対象事業者等が正当な理由なく第35条第1項において準用する前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>2 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る法対象事業者等に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該法対象事業者等の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。</p>

**法の事業に係る特例の読替表（第2条関係）**  
**（第35条第1項の規定による読替え）**

条例（改正前） （下線部は、第35条第1項により読み替えられる箇所）	法の事業に係る読替え（改正前） （下線部は、第35条第1項（改正前）により読み替えた箇所）	法の事業に係る読替え（改正後） （下線部は、第35条第1項（改正後）により読み替えたことによる読替えの改正箇所）
<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>30日以上</u>の期間を指定して、<u>この条例（この条を除く。）</u>の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、前条第1項の意見書の提出がない場合その他公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、事業者及び関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>事業者は、対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「事業者等」という。）は、対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ評価書に記載した内容及び第26条第1項の措置を講じるよう求められた場合のその内容に従い、技術指針に基づき、事後調査を実施しなければならない。</u></p>	<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>法第4条第1項の規定による届出に係る法第2条第3項に規定する第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>規則で定める期間以上の期間を指定して、法（法第4条を除く。）</u>の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>法第14条第1項に規定する準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第35条第1項において準用する前項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第35条第1項において準用する第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>法第2条第5項に規定する事業者は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>法第2条第5項に規定する事業者又はこの者に代わって法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「法対象事業者等」という。）は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ法第21条第2項に規定する評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正がされた場合は、補正後の評価書）に記載する法第14条第1項第7号八に規定する措置の内容</u></p>	<p>（判定等）</p> <p>第8条</p> <p>2 知事は、<u>法第4条第1項の規定による届出に係る法第2条第3項に規定する第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長</u>（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、<u>規則で定める期間以上の期間を指定して、法（法第4条を除く。）</u>の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>（公聴会の開催等）</p> <p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、<u>法第14条第1項に規定する準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、公聴会を開催する必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第35条第1項において準用する前項ただし書の規定により公聴会を開催しない場合は、その旨を法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第35条第1項において準用する第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公聴会意見書」という。）を作成し、法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。</u></p> <p>（事業の実施等に係る制限等）</p> <p>第28条</p> <p>2 <u>法第38条の2第1項に規定する事業者は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事に着手するとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>（事後調査の実施等）</p> <p>第29条 <u>法第38条の2第1項に規定する事業者又はこの者に代わって法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の完了後</u>の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「法対象事業者等」という。）は、<u>法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後、あらかじめ法第21条第2項に規定する評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正がされた場合は、補正後の評価書）に記載した措置（法第14条第1項第7号口に掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境に係るもの</u></p>

2 事業者等は、規則で定めるところにより、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、事業者等に対し、必要な措置を講じよう求めることができる。

5 事業者等は、前項の措置を講じよう求められた場合は、その内容に従い、対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第4項の措置を講じよう求めた場合は、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等（委託、請負等により対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査を実施しなければならない。

2 法対象事業者等は、規則で定めるところにより、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施又は当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に行う調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者等に対し、必要な措置を講じよう求めることができる。

5 法対象事業者等は、第35条第1項において準用する前項の措置を講じよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第35条第1項において準用する第4項の措置を講じよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、法対象事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法対象事業者等（委託、請負等により法第2条第4項に規定する対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第35条第1項において準用する第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

であって、その効果が確実でないものとして法第38条の2第1項の環境省令で定めるものに限る。）及び同号八に掲げる措置に限る。）及び同号八に掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講じる環境の保全及び創造のための措置の内容並びに第35条第10項の措置を講じよう求められた場合のその内容（いづれも専ら当該工事の実施において講じられる措置に係るものを除く。）に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る\_\_\_\_\_工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査を実施しなければならない。

2 法対象事業者等は、規則で定めるところにより、法第2条第4項に規定する対象事業に係る\_\_\_\_\_工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事及び法第15条に規定する関係市町村長に提出しなければならない。

3 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告し、事後調査報告書の写しを縦覧に供するものとする。

4 知事は、事後調査報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者等に対し、必要な措置を講じよう求めることができる。

5 法対象事業者等は、第35条第1項において準用する前項の措置を講じよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事完了後\_\_\_\_\_の事業活動を行わなければならない。

6 知事は、第35条第1項において準用する第4項の措置を講じよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収）

第41条 知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、法対象事業者等に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、法対象事業者等（委託、請負等により法第2条第4項に規定する対象事業に係る業務を行う者を含む。）の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている地域に立ち入り、当該事業の実施中又は実施後の状況を検査させることができる。

2 第35条第1項において準用する前項の規定により立入検査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第35条第1項において準用する第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 実地調査についての協力要請 )  
第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

( 勧告 )  
第45条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) 方法書、準備書、評価書その他この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (4) 第28条第3項又は第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。
- (6) 第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。
- (7) 第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

( 公表 )  
第46条 知事は、事業者等が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る事業者等に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該事業者等の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

( 実地調査についての協力要請 )  
第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

( 勧告 )  
第45条 知事は、法対象事業者等  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法対象事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (4) 第35条第1項において準用する第29条第5項 \_\_\_\_\_ の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。
- (6) 第35条第1項において準用する第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。
- (7) 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

( 公表 )  
第46条 知事は、法対象事業者等が正当な理由なく第35条第1項において準用する前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る法対象事業者等に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該法対象事業者等の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

( 実地調査についての協力要請 )  
第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、環境影響評価が実施されるべき地域で調査を行うため、当該地域内の土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

( 勧告 )  
第45条 知事は、法対象事業者等( 法第2条第5項に規定する事業者を含む。以下この条及び第35条第1項において準用する次条において同じ。 ) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法対象事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (4) 第35条第1項において準用する第29条第5項又は第35条第11項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。
- (6) 第35条第1項において準用する第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。
- (7) 第35条第1項において準用する第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

( 公表 )  
第46条 知事は、法対象事業者等が正当な理由なく第35条第1項において準用する前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、第35条第1項において準用する前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る法対象事業者等に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該法対象事業者等の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。



号を除く。)及び第46条の規定は法第2条第4項に規定する対象事業(第21条の規定については、法第20条第4項に規定する場合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	前項	法第4条第1項
	第二種事業	法第2条第3項に規定する第二種事業
	この条例(この条	法(法第4条
	環境影響評価等	環境影響評価
第21条第2項及び第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第28条第2項及び第29条第1項	事業者	法第38条の2第1項に規定する事業者

2 知事は、法第9条の規定による書類の送付を受けたときは、法第2条第5項に規定する事業者(次項から第9項までにおいて「法対象事業者」という。)に対し、当該書類に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。

11 法第38条の2第1項に規定する事業者(次項及び第13項において「法対象事業者」という。)は、法第38条の3第1項の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の送付をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長(法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受けた者を除く。)に提出しなければならない。

15 法第4条第3項第2号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)に規定する措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当する場合において、法の規定による環境影響評価その他の手続で知事が認めたものは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続とみなす。

号を除く。)及び第46条の規定は法第2条第4項に規定する対象事業(第21条の規定については、法第20条第4項に規定する場合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	前項	法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第1項
	第二種事業	法第2条第3項に規定する第二種事業
	この条例(この条	法(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条
	環境影響評価等	環境影響評価
第21条第2項及び第3項	事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者
第28条第2項及び第29条第1項	事業者	法第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者

2 知事は、法第9条の規定による書類の送付を受けたときは、法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者(次項から第9項までにおいて「法対象事業者」という。)に対し、当該書類に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。

11 法第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者(次項及び第13項において「法対象事業者」という。)は、法第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の3第1項の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の送付をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長(法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受けた者を除く。)に提出しなければならない。

15 法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。)に規定する措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当する場合において、法の規定による環境影響評価その他の手続で知事が認めたものは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続とみなす。